

平成20年度第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成20年9月11日（木） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所・第31会議室（3階）

【出席委員】 計31名

会 長	細井 雅生	副会長	井上 昭子		
委 員	青木 鈴子	委 員	青山 清子	委 員	井上 光弘
委 員	梅村 馨	委 員	大竹 光子	委 員	狩野 礼子
委 員	木村 八郎	委 員	駒井 和子	委 員	斉藤 直躬
委 員	齋藤 美恵子	委 員	櫻井 友芳	委 員	清水 雅美
委 員	須藤 ゆり子	委 員	住谷 孝司	委 員	戸塚 得子
委 員	中島 英男	委 員	中島 英明	委 員	平野 勝海
委 員	福田 美代子	委 員	藤田 東洋子	委 員	松浦 千栄子
委 員	松沢 斉	委 員	松本 賢一	委 員	松本 源治
委 員	宮崎 孝明	委 員	矢島 祥吉	委 員	山崎 順彦
委 員	湯浅 僖章	委 員	若原 正大		

【欠席委員】 計2名

委 員	黒沢 秀吉	委 員	佐藤 洋一
-----	-------	-----	-------

【事務局職員出席者】 全24名

高齢・医療担当部長	坂井 和廣	長寿社会課長	嶋田 訓和
介護保険室長	田村 とし江		
長寿社会課担当係長	清水 琢磨、砂盃 美樹枝、阿久澤 健、中西 富士子		
介護保険室担当係長	飯沼 純一、秋山 泰行、河田 美恵子、生方 忠義、岡田 智恵子		
各支所担当職員	7名		
他事務局担当職員	5名		

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者1名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

【議 事】

- 1) 地域包括支援センター運営協議会の開催状況報告について
- 2) 地域密着型サービス運営委員会の開催状況報告について
- 3) ワーキンググループの実施状況報告について
- 4) 介護福祉計画骨子について
- 5) 計画策定に係る検討部会の設置について
- 6) その他

*議長＝長寿社会課長（議題1～3）・会長（議題4～6）

議事1 地域包括支援センター運営協議会の開催状況報告について

議長 それでは早速議題に入らせていただきます。「地域包括支援センター運営協議会の開催状況報告」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

—地域包括支援センター運営協議会の開催状況報告について事務局より説明

（会議資料1参照）—

議長 ありがとうございます。只今の報告について、ご質問等がございますか。
よろしければ次の議題に入らせていただきます。

議事2 地域密着型サービス運営委員会の開催状況報告について

議長 続きまして、「地域密着型サービス運営委員会の開催状況報告」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

―地域密着型サービス運営委員会の開催状況報告について事務局より説明

(会議資料2参照)―

議長 ありがとうございます。只今の報告について、ご質問等がございますか。

委員A 地域密着型サービス事業所について、新規指定時は地域密着型サービス運営委員会で施設内の明るさ・広さが理想的であるかなどの確認を行っていると思いますが、指定更新時にはどの程度きちんと確認されているのですか。

事務局 新規指定時は、基準で定められている面積や必要な設備が整っているかということ現場を確認し、写真等で地域密着型サービス運営委員会へ報告させていただいておりますが、指定更新につきましては現場での確認はしておりません。

市内と市外の両方に指定事業所がありますが、市内事業所につきましては本市が毎年実地指導を行い、運営状況や利用者の様子も含め、設備についても誤った使用をしていないかなどの確認をしています。

市外事業所につきましては所在する市町村において実地指導等が行われていますので、同様の確認がなされているものと考えております。しかし、細かい所では自治体間で意見の相違がありますので、その際には本市の意見を伝え、必要に応じて指導していただくようお願いしています。

今後も、本市の被保険者が利用されている市外事業所とは、保険者として十分な関わりを持っていく必要があると考えています。

議長 ありがとうございます。他にご質問等がございますか。

委員B グループホーム等の外部評価の活用についてはどのように考えていますか。

事務局 グループホームにつきましては、地域密着型サービスになる以前から外部評価の制度がありますが、それぞれの事業所において年に1度は必ず実施するもので、その評価結果はインターネット上に掲載されるほか、市に提出していただいております。改善が望まれる事項については、実地指導の際等に確認しています。

また、グループホームでは運営推進会議を概ね2か月に1回行われていますが、その会議内容は公表するものでありますので、それぞれ事業所の見やすい場所に掲示するよう指導するほか、市に提出していただいております。

市民に対して有効な情報となるように、それぞれの事業所から提出いただいた外部評価結果及び運営推進会議録は閲覧できる体制をとっていますが、情報発信の方法については、今後も検討していきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。他にご質問等のある委員さんはいらっしゃいますか。なければ次の議題に入らせていただきます。

議事3 ワーキンググループの実施状況報告について

議長 続きまして、「ワーキンググループの実施状況報告」につきまして、それぞれ事務局より説明をお願いいたします。

ーワーキンググループの実施状況報告について事務局より説明（会議資料3参照）ー

議長 ありがとうございます。ワーキンググループA～Cの報告についてご質問等がございますか。

委員C ワーキンググループCについて、徘徊により行方不明になった方はどのくらいいるのですか。また、認知症高齢者に携帯電話を持たせるなどの対策はとらないのですか。

事務局 実際に徘徊により行方不明となった人数の把握はできていませんが、「安心ほっとメール」サービスの開始により、未帰宅者情報が度々メール配信されているという状況であります。

なお、認知症高齢者に携帯電話を持たせるなどの方法もありますが、実際には持っていくこと自体忘れてしまうなど、有効に活用していくことは難しいと考えます。方法については、今後ワーキンググループ等で検討していきたいと考えております。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員D ワーキンググループCについて、認知症サポーターを養成されているようですが、その後のフォローアップ研修や活動の計画はないのですか。

事務局 現段階ではフォローアップ研修までは考えておりませんが、一度限りの受講では、しっかりとした知識が身に付かないと思いますので、養成後のフォローアップ研修などにつきましては今後検討していきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員D ワーキンググループCのネットワークづくりに関して、区長や民生委員の活動は防犯においてとても評価されていますが、認知症サポーターなどを取り入れながらネットワークをつくっていくという方法は計画に上げられていないのですか。例えば、モデル地区を定め、取り組んでみるなどの計画はないのですか。

事務局 ワーキンググループCの委員の地区では、防犯に係る連絡網などが整備されておりますので、まずはその地区の住民の方々を対象に「認知症サポーター養成講座」を行い、徐々に全市民に広められればと考えております。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員E 私自身、認知症サポーターがどういったものなのか最近知りましたが、やはり介護保険運営協議会の委員として、認知症サポーターにならなければいけないのではと実感しました。市民などから認知症サポーターについて質問されることがあると思いますので、委員や事務局職員の方々にはぜひ養成講座を受講していただきたいと思いません。

事務局 認知症サポーターについて追加させていただきます。認証サポーターについてはご指摘のとおり、市民の方々に勧めるのはもちろんですが、まずは市職員が認知症サポーターについて理解する必要があると感じ、職員を対象とした講座を7月に行い、本日出席している職員を含め、80人近くの職員が受講しております。

また、地域の方々により分かりやすくお伝えするため、認知症に対する理解や対応方法に関する寸劇を取り入れるなどして、積極的に地域に出かけていこうと考えております。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員F お願いが2点あります。まず1つ目は、介護者支援を行う中では、地域包括支援センターが非常に重要な役割を担っており、幅広い専門的知識が必要となります。しかし、現状では、事務的に対応しているように感じますので、専門的な分野から十分な支援を行えるように取り組んでいただきたいと思えます。

2点目は介護者の健康管理について、介護者は腰を痛めることが多いと聞きますので、介護者への健康支援として一般健診のほかにも、特別健診のようなものを実施することなどを検討していただくようお願いします。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員B ワーキンググループA・Bに関連することですが、Aの人材確保と定着という問題について、Bでは家族介護者への支援が課題になっていると思えますが、家族介護者だけでなく、介護従事者への支援も計画の中に盛り込み、Aの人材確保と定着につなげていく必要があると思えますので、検討していただくようお願いします。

議長 ありがとうございます。まだご意見等あるかと思えますが、時間の都合上、次の議題に移らせていただきます。

議事4 介護福祉計画骨子について

議長 続きまして、「介護福祉計画骨子」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

—介護福祉計画骨子について事務局より説明（会議資料4参照）—

議長 ありがとうございます。只今の説明についてご意見・ご質問等はございますか。

委員A 平成23年4月の中核市移行に伴い、保健所が市へ移管されるなど、今まで県によって行われていた業務が市へ移管されますが、介護保険に関わる業務量についてはどのくらいになる見込みですか。

また、保健所がJ T跡地に建つ予定ですが、医師会、歯科医師会や健康課などの事務所のほかに、複合的に図書館などが入る予定であると思いますが、その中に24時間の相談受付窓口としてのステーションを設置するなどの考えがあると思いますが、計画を策定していく中で、必要な部分であると感じますので、中核市に向けて市としての考え方や状況を教えていただきたいと思います。

事務局 本市では平成23年4月の中核市移行に向けての準備を進めております。中核市になりますと県で行っていた業務のうち約2,300項目が本市へ移行し、またそのうちの約1,100項目が保健所に関わる業務であります。

現在は、J T跡地に6階建ての保健所建設に向けて医師会、各団体などどういった業務を行っていくかなどを検討協議していますが、医師会との協議は概ね終了しました。実際の建物建設は、来年7月の着工を目標としております。

業務内容の問題ですが、約2,300項目の事務量が移譲されると申しましたが、実際にはまだ県から事務の具体的な内容の公表はされておられません。どの程度の事務移譲を受けるかはこれから県と協議していきます。

次に介護保険制度に関わる部分についてご説明いたします。

高齢者の分野で移譲されてくる事務としては、「老人福祉法」「社会福祉法」に基づく事務があります。例えば、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の指定につきましては市が指定し、社会福祉法人の認可は県が行っています。しかし、中核市になりますと市内で事業をする社会福祉法人の認可は市で行うことになります。また、その他にも老人福祉法による特別養護老人ホームの認可も市が行うことになります。なお、介護保険法上の地域密着型サービス以外の施設や居宅介護サービスの指定の権限につきましては移譲されません。

中核市となることで考えられる問題は、特別養護老人ホーム、居宅介護サービス、訪問介護・通所介護等の事業を開始するにあたっては老人福祉法の認可を市で行い、介護保険法上の指定を県が行うというねじれた現象が生じてくる点にあります。ねじれが生じる部分をどのようにしていくかについては、県や前橋市と検討し、調整していきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございますか。

委員E 計画書の章節で、最初に計画策定の趣旨や位置づけが出てきていますが、市民にとって一番必要なことなのでしょうか。第4章のまちづくりや健康づくりこそ最初に出てくるべきではないのでしょうか。市民にとって読みやすいものとなるように、計画書の構成について、順序などをもう一度検討していただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、表現方法などを含めて、構成について検討していただきたいと思います。

委員F 計画書の中の第4章1節「地域包括支援センターの充実と在宅介護支援センターとの連携」と同4節の中の「地域包括支援センターと在宅介護支援センター」など、内容が重複してしまう箇所が出てしまうように思いますが、どのような考えで構成されたものなのか教えていただけますか。

事務局 ご指摘のように内容的に重複してしまう部分が出てしまうかと思いますが、地

域包括支援センターなど、様々な分野に関わってくる事項については、やむを得ず重複して掲載される場合があります。しかしながら、市民に分かりやすい構成となるよう、委員の皆様からのご意見をいただきながら、できるだけ重複する内容が出ないように検討していきたいと考えています。

議長 ありがとうございました。それでは次の議題に入らせていただきます。

議事5 計画策定に係る検討部会の設置について

議長 続きまして、「計画策定に係る検討部会の設置」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

—計画策定に係る検討部会の設置について事務局より説明（会議資料5参照）—

議長 ありがとうございました。只今の説明についてご意見・ご質問等ございますか。なければ事務局より何かありましたらお願いいたします。

—その他について事務局より説明（会議資料6参照）—

議長 ありがとうございました。
以上をもちまして協議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。